

(7) 鐘楼

① 遺構の概要

■ 構造形式規模

鐘楼 桁行2間(10尺・3.06m)、梁行2間(10尺・3.06m)、袴腰付、切妻造、木羽葺
東面南寄りに登段出入口付、内部角柱貫足固貫付、周囲豎板張
上層角柱四面開放 軒一軒、繁垂木
破風・懸魚・六葉付

時鐘 正徳3年(1713)造 高さ(龍頭除く)118.0cm、直径84.4cm(口径66.4cm)

■ 修理履歴

- ・現在の鐘楼は幕末の万延元年(1860)建造であるが、その後の詳細な修理履歴は不明である。
- ・平成15年(2003)の修理に伴う調査で、上層北側中央舟肘木の内側に墨書があり、これにより大正13年(1924)に屋根下地及び屋根の葺替えを行っていたことが判明している。
- ・近年の修理は史跡指定前の昭和60年(1985)、平成5年(1993)と、史跡指定されて約10年後の平成15年度に実施している。昭和60年、平成5年は小修理であり、平成15年は全面解体修理を実施した。また、修理前は瓦葺であったが、古写真によるとかつては木羽葺のようであり、昭和42年以降に瓦葺に変えたとみられる。その他にも昭和30年代以前～昭和42年の写真によると袴板等は度々修理しているようである。
- ・昭和60年は鐘楼基壇の西(北西)面石垣が一部崩れたため、積み直しているが、その際コンクリートによる補強が行われている。平成5年度は、袴腰・扉、鐘楼基壇に取り付く石垣等南東平坦部の修景を行っている。

<平成15年度修理内容>

- ・平成15年度は、木材の腐朽が著しく、仕口の腐朽等による建物の傾きも顕著で構造的にも危険な状態であったため、全面解体修理を行うこととなった。また時鐘は平成3年の除夜の鐘を最後に老朽化を考慮して撞くのを中止しており、時鐘復活のための破損箇所の調査も必要であった。
- ・修理に際して、昭和40年代に葺かれた瓦屋根を木羽葺に変更し、また古写真や腰長押の痕跡から、袴板上部の窓台・雨押えを撤去し、当初の腰長押現しとした。また、基礎石垣の一部を補修した。
- ・調査の結果、鐘は時鐘として使用することに問題は無いということが判明し、腐蝕が著しい鐘釣梁に取り付く吊り金具等を交換した。

■ 後年の改変等箇所

- ・基礎石垣は凝灰岩の切石谷積で、本来は空積であったが、後年の補修で目地をモルタルで充填している。
- ・袴腰土台基礎は本来は残存遺構から自然石玉石敷であったと思われるが、コンクリート布基礎に変えられている。基礎の上の袴腰土台は米松に取り替えられ(当初は桧か)、コンクリート布基礎とボルト止めされていた。

- ・上層の腰長押とその上部マグサの間の開口部は、撞木のある東面中央以外に1本溝が掘られている。聞き取り調査等から、冬季や台風時等に防風等のために板戸をはめ込んでいたようであるが、現在は残っていない。

② 指定地の現況

指定地の自然条件や社会条件、施設分布状況等を以下に示す。

自然条件	地形	海岸段丘の段丘面の高台に位置している。南東に向かってゆるく傾斜する地にあるが、敷地は人工的に造成して平坦面を作り出している。
	気象条件	西方にある相川の海岸を見下ろす台地で、海風の影響を受けやすい地にある(佐渡奉行所跡 自然条件参照)。
社会条件	指定面積	81.24㎡
	土地所有等	公有地(市有地) * 鉱業権者 [(株)ゴールデン佐渡]
	地目	宅地
	土地利用状況	文化財公開施設
	管理状況	地域住民等が日常的に管理
	公開活用状況	6時と18時に、住民により鐘が撞かれている。
	他の法令による規制等の状況	「都市計画法」による都市計画区域、「佐渡市景観条例」による景観計画区域(重要文化的景観候補地内)、「新潟県屋外広告物条例」による許可地域
施設分布状況	公開活用、管理施設等	・説明板(鐘楼説明板・町内史跡案内板・佐渡百選名称板)、道標 ・鐘楼前広場、修景植栽(アジサイ・シバ等)
	その他の施設	ゴミ箱

③ 保存管理上の課題

- ・平成15年度に解体修理されており、遺構の破損等は特にみられない。
- ・保存管理施設としての統一された史跡名称板等が必要である。
- ・鐘楼は海岸段丘上の上町でも高台に位置し、潮風を直接受ける状態にあり、平成15年度の修理に伴う調査では、海風を受ける南面・西面の腰長押の水腐れが著しく、特に風雨の影響を受ける状態にあることがわかったため、袴腰も定期的に取り替えられている。このように気象の影響を受けやすい状態にある建築物の補修、小修理、解体を伴う修理等について、遺構の定期的点検等に基づいて適切に対応する必要がある。
- ・防腐・防蟻薬剤の定期的塗布など、定期的な維持管理も必要である。
- ・後年に改変されている箇所、部材等については、今後の修理等に際して、史跡の価値の維持、回復の観点から、復元を行うなど適切に対応する必要がある。
- ・消火栓等防災施設の設置検討
- ・ゴミ箱等、史跡と直接関連しない施設の取扱いを検討する必要がある。

○鐘楼・石垣



1 指定地全景(東南)



2 基礎石垣は空積から練積に変わっている(南西)

○管理施設



3 説明板



4 ゴミ箱(町内用)・道標

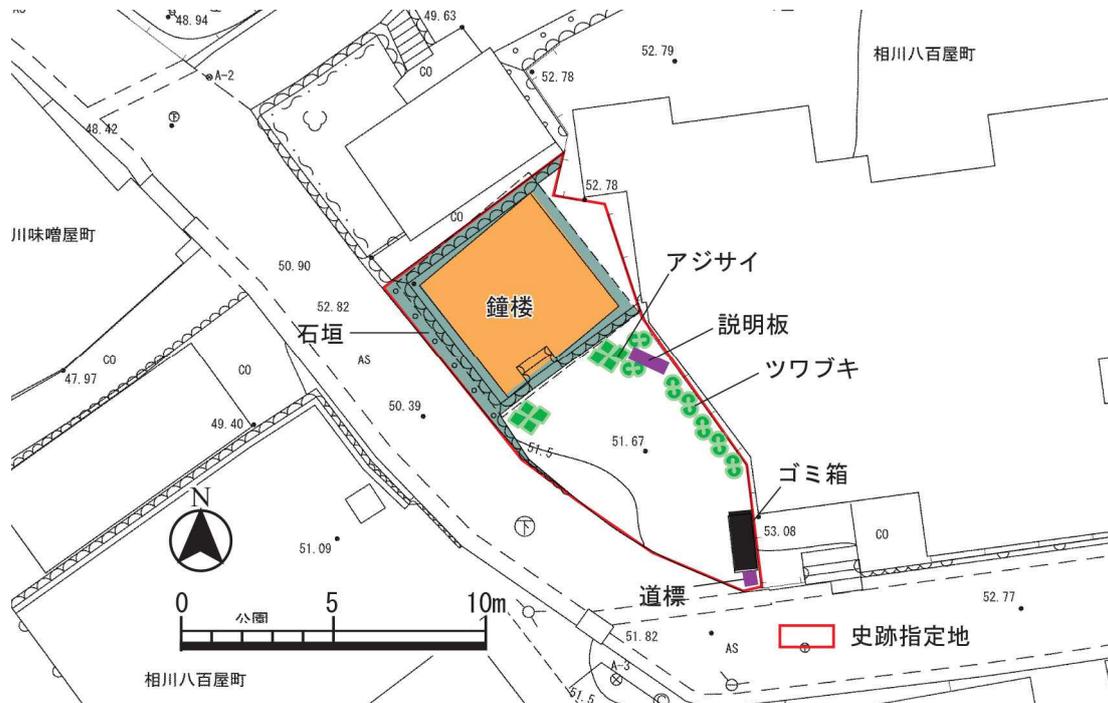
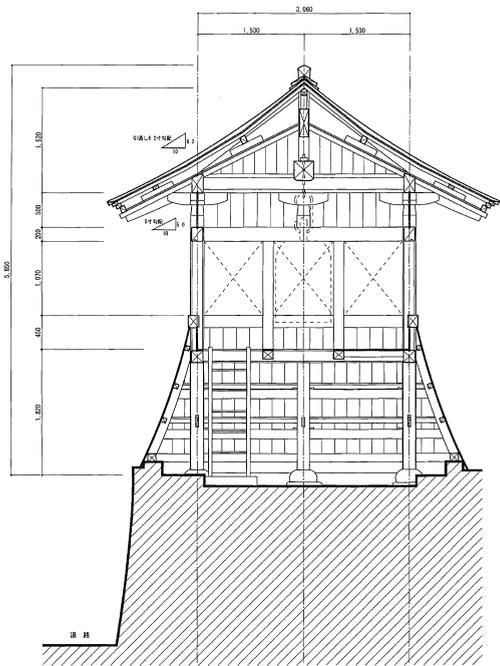
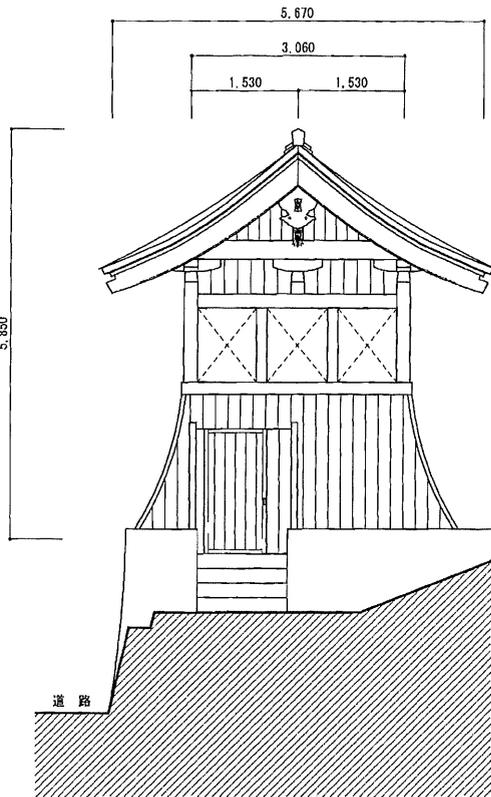


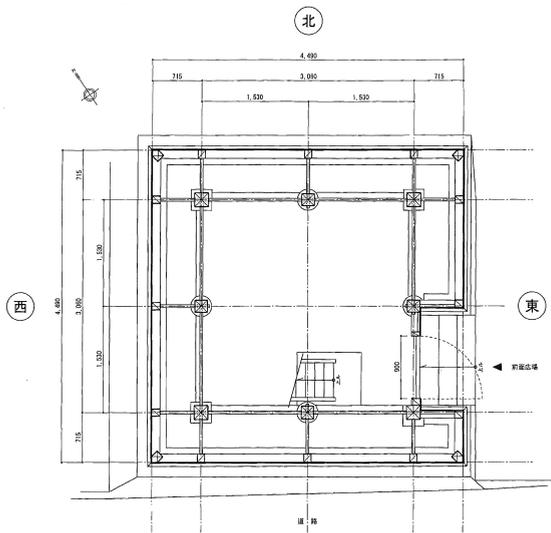
図 3-24 鐘楼 施設分布状況図



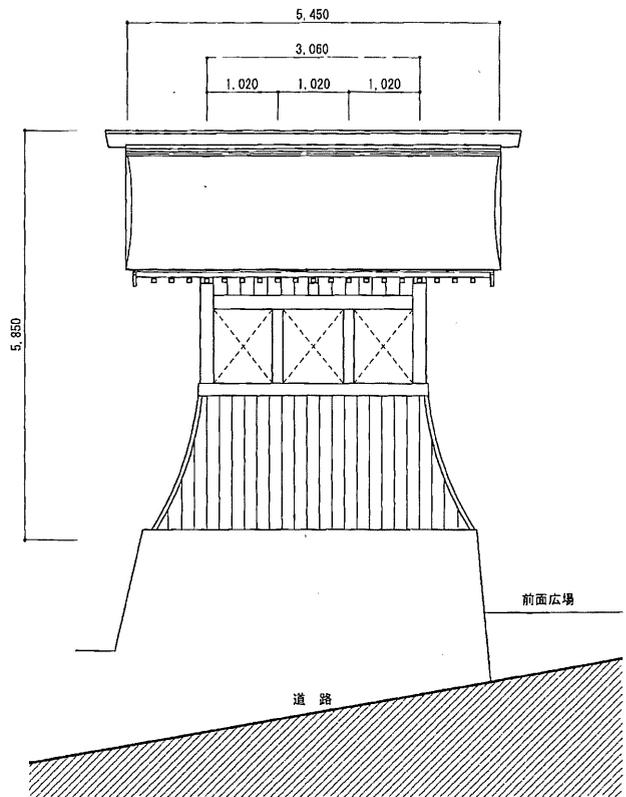
<梁間断面図 S=1/100>



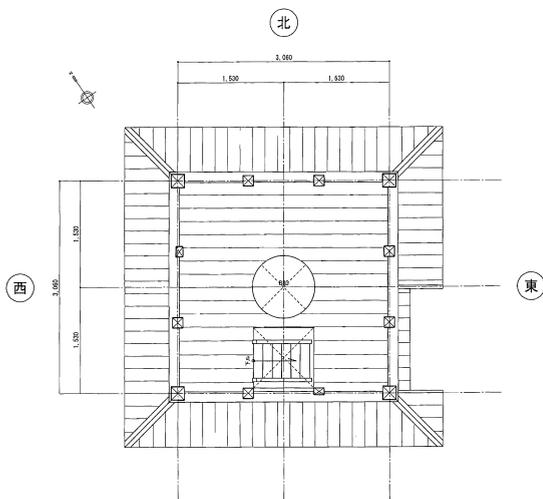
<東立面図 S=1/100>



<1階平面図 S=1/100>



<南立面図 S=1/100>



<2階平面図 S=1/100>

図3-25 鐘楼実測図

(8) 吹上海岸石切場跡

① 遺構の概要

吹上海岸石切場跡は、相川市街地の北方、下相川地内の海岸段丘崖下の「吹上」とよばれる海岸部の標高 0～20m付近に立地しており、国指定の名勝である「佐渡海府海岸」の範囲内に含まれている。当該地は流紋岩を主体とする火成岩によって形成されており、とくに同地で見られる流紋岩は、球顆（溶岩に含まれる気泡内に石英が結晶化したもの）の発達した球顆流紋岩が多く、他の流紋岩との識別が容易である。石切場跡はこのような球顆流紋岩を主体とした露岩部に存在している。

石切場跡では、現在採石作業は行われていないが、江戸時代から近現代まで続いた石切丁場の痕跡を今も見る事ができる。当該地は南北2か所の海岸線に沿って露出する岩場にあたり、土砂の堆積が無く、地表面において石材を切り出した痕跡を容易に確認できる。北部の石切場跡では矢穴はほとんど見る事ができないが、方形に石材を切り出した痕跡が部分的に見られ、これらの壁面には石材を切り出す際に付けられた鑿跡が確認できる。一方で南部の石切場跡では、北部に比べ石材を切り出した痕跡が集中して見られる状況にある。これは石材となる部位に質の低下を招く節理等が入らないよう良質の部分のみを切り出したためで、方形もしくはそれに近い形で切出しを行った痕跡が認められる。現在標高 20m前後の崖の西側斜面では、石材の切出しが続けられたことによって岩場が掘り下げられ、その結果現在の景観を形成していると推測される。周辺部や崖の壁面には石材を切り出す際に穿たれた矢穴跡や切出し用の溝を彫る際に付けられた鑿跡、石材を切り出した痕跡が無数に残る。また、やや沖の岩礁部や波打ち際でもこのような矢穴や石材を切り出した痕跡が確認できることから、良質の石材を求めて海面に近い場所でも作業が行われていたと考えられる。また、部分的に削岩機を用いた採石の痕跡と考えられる直径 3 cm前後の円柱状の溝が認められ、近代まで採石が行われていたことがわかる。また、海岸線と沖の岩礁部間の水面下を見ると、切り出された石材の一部と考えられる直径 1mを超える比較的大きな礫が散在している。

② 指定地の現況

指定地の自然条件や社会条件、施設分布状況等を以下に示す。

自然条件	地形・地質	遺構の概要参照
	植生	クロマツが岩塊頂部に数本みられる。また海浜部にハマエンドウ等の海浜植物もみられる。
	気象条件	

社会条件	指定面積	12,949.40㎡
	土地所有等	公有地（国有地） * 鉱業権者 [(株) ゴールデン佐渡]
	地目	/
	土地利用状況	海浜
	管理状況	海岸部は新潟県（所管：国土交通省）
	公開活用状況	指定地に隣接した駐車場から展望したり、海浜部の遺構分布地まで自由に見学できる。
	他の法令による規制等の状況	「文化財保護法」による名勝佐渡海府海岸（保存管理区分：特別規制区域A）、「海岸法」による一般公共海岸区域、「自然公園法」による第2種特別地域、「漁業法」による漁業権占有区域、「佐渡市景観条例」による景観計画区域、「新潟県屋外広告物条例」による許可地域
施設分布状況	公開活用、管理施設等	駐車場・休憩施設（ベンチ・テーブル）・海浜部アクセス通路・階段護岸、消波ブロック（いずれも史跡指定地隣接地）
	関連文化財	相川鉱山遺跡鎮目市左衛門墓（県指定史跡）（史跡指定地隣接地）
	その他の施設	県道（両津・鷺崎・佐和田線）が史跡指定地に隣接している。

③ 保存管理上の課題

- ・海岸管理者と協議の上、適地に保存管理施設としての統一された史跡名称板等を設置する必要がある。
- ・指定地は海浜部及び海面も含んでおり、波浪等自然の影響を直接的に受ける場所であるが、経年的な風化等については、その遷移に委ねることも容認する。
- ・史跡指定地は南北2か所からなるが、ともに足場が悪く、見学の安全性の上から、史跡指定地内外の適所からの眺望や解説を主とした見学方法を検討する必要がある。特に、名勝、国定公園にも指定されていることから、自然景観・海岸風景の維持にも配慮し、見学道路等の工作物の設置を行わず、既存施設（史跡隣接地の駐車場等）を活用した史跡解説等を検討する必要がある。なお、史跡指定地を含む周辺の県道よりも海側一帯は、名勝「佐渡海府海岸保存管理計画」の規制地区の中で、最も厳正に現状を維持すべき特別規制地区（A地区）となっており、工作物等の設置等を原則として認めない地区である。
- ・史跡指定地に隣接して、県史跡「相川鉱山遺跡（鎮目奉行墓）」がある。吹上産の石材を使用していること、鎮目奉行は金銀山の復興に大きく寄与し佐渡金銀山とも深い関わりがあることなどから、史跡と一体的な保存と活用を考慮する必要がある。
- ・定期的な海浜部の漂着ゴミの清掃等、地域住民との連携・協力を視野に入れて維持管理方法を検討する必要がある。

○地形、地質、遺構



1 南側史跡指定地



2 南側史跡指定地(海から)



3 北側史跡指定地



4 矢穴



5 切り出し痕

○史跡指定地の周辺施設



6 鎮目奉行の墓(南側史跡隣接地)



7 史跡指定地に隣接する駐車場、広場と県道への取付き部



图3-26 吹上海岸石切場跡 遺構分布图

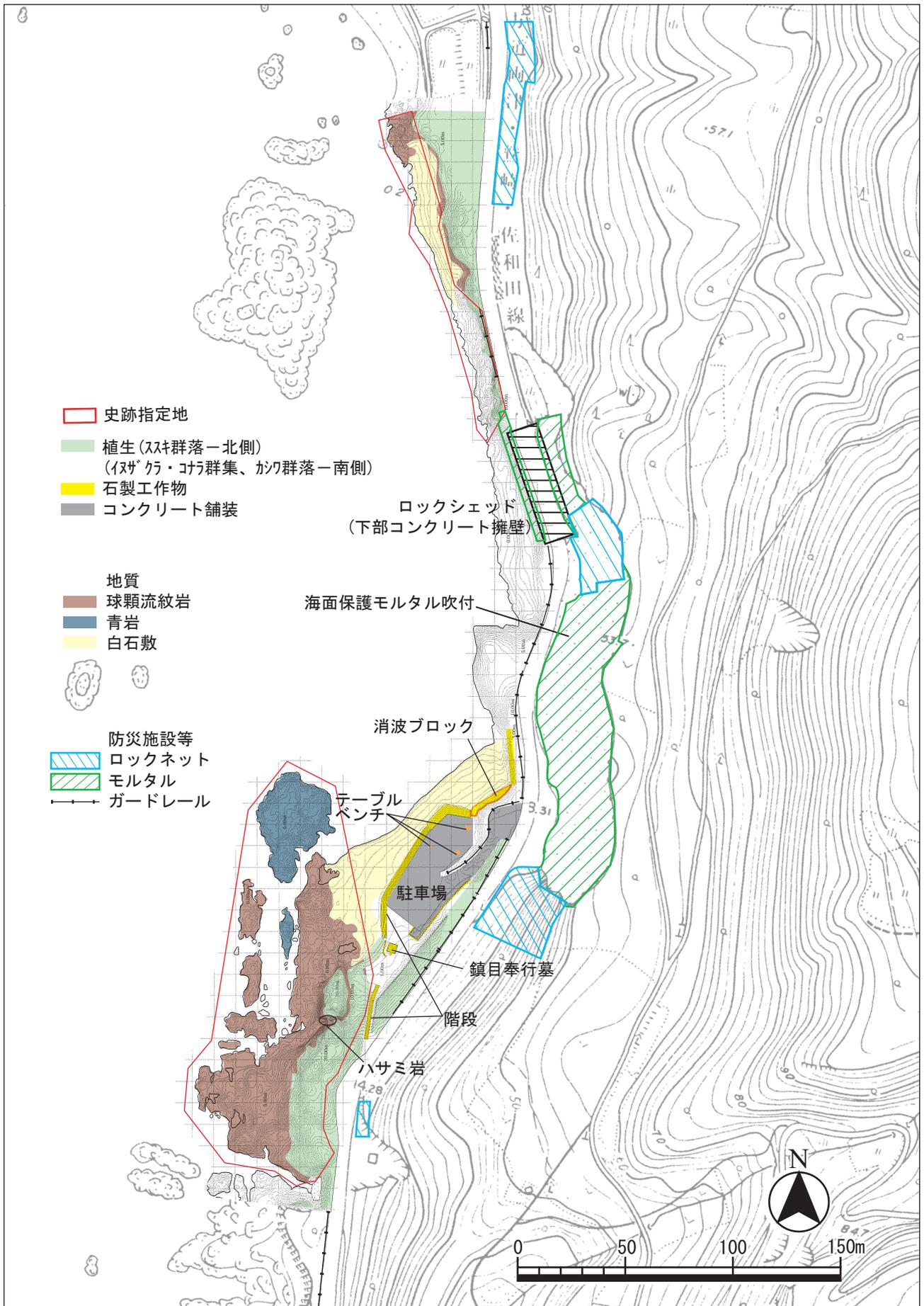


図3-27 吹上海岸石切場跡 施設分布状況図

(9) 片辺・鹿野浦海岸石切場跡

① 遺構の概要

片辺・鹿野浦海岸石切場跡は、相川市街地より北へ約 12 km、外海府海岸沿いに所在する海岸段丘崖下の鹿野浦海岸を中心とする海岸部の標高 0～10m付近に立地しており、国指定の名勝である「佐渡海府海岸」の特別規制区域内に含まれている。当該地周辺は、島内で唯一、緑色凝灰岩中に花崗岩礫を含む花崗岩質礫岩を産出し、他の岩石との識別が容易である。

石切場跡では、現在採石作業は行われていないが、江戸時代から近現代まで続いた石切丁場の痕跡を今も見る事ができる。当該地は南北2か所の海岸線に沿って露出する岩場にあたり、いずれも土砂の堆積が無いため、地表面において石材を切り出した痕跡を容易に確認できる。

平成 21 年度に実施した詳細分布調査では、14 か所の採石域、105 か所の矢穴・矢穴痕が確認された。現存する矢穴・矢穴痕の矢穴口長辺をみると、慶長期のものとされる長辺 15 cm前後のタイプはほとんど見られず、元和期前後のものとされる長辺 9～12 cmのタイプが一気に増加する傾向がみられ、6～9 cm前後のタイプがもっとも多くなり、6 cm未満のタイプが減少する傾向がみられる。これは、元和期に石切場が開かれたとする史料の記述を補完するものであり、金銀山で使用される石磨（下磨）の需要増加に伴い、江戸時代前期～中期にかけて採石が盛んとなったことが要因と考えられる。北側の海岸線では、海岸線に堆積する 60～100 cm前後の岩塊の中に矢穴痕を伴うものが多く見られることから、石切場から切り出された石材の二次加工が行われた場所であったと推測される。また、一部では削岩機を用いて採石が行われたと考えられる直径 3 cm前後の円柱状の溝が認められ、近代まで採石が行われていたことがわかる。

② 指定地の現況

指定地の自然条件や社会条件、施設分布状況等を以下に示す。

自然条件	地形・地質	遺構の概要参照
	植生	/
	気象条件	/
社会条件	指定面積	140,565.33㎡
	土地所有等	公有地（国有地：119,699.58㎡、県有地：668.00㎡、市有地：131.65㎡）、民有地（20,066.00㎡） * 鉱業権者 [(株)ゴールデン佐渡]
	地目	山林、原野、雑種地、公衆用道路、水路敷
	土地利用状況	海浜、山林
	管理状況	海岸部は新潟県（所管：国土交通省）

社会条件	公開活用状況	特に無し
	他の法令による規制等の状況	「文化財保護法」による名勝（保存管理区分：特別規制区域A）、「自然公園法」による第1種及び第2種特別地域、「漁業法」による漁業権占有区域、「海岸法」による一般公共海岸区域、「佐渡市景観条例」による景観計画区域、「新潟県屋外広告物条例」による許可地域
布 施 状 況 分	その他の施設	市道（南片辺31号）が北側史跡指定地に隣接する。現在車の通行は無い。

③ 保存管理上の課題

- ・ 海岸管理者と協議の上、適地に保存管理施設としての統一された史跡名称板等を設置することが必要である。設置位置も検討。
- ・ 指定地は海浜部及び海面も含んでおり、波浪等自然の影響を直接的に受ける場所であるが、経年的な風化等については、その遷移に委ねることも容認する。
- ・ 名勝、国定公園にも指定されていることから、自然景観・海岸風景の維持に配慮し、見学道路等の工作物の設置は行わず、既存施設（史跡に隣接する旧県道沿い等）を活用した史跡解説等も検討する必要がある。なお、史跡指定地を含む周辺の県道から海側一帯は、名勝「佐渡海府海岸保存管理計画」の規制地区の中で最も厳正に現状を維持すべき特別規制地区（A地区）となっており、建築物工作物の設置等を原則として認めない地区である。
- ・ 史跡指定地は南北2か所からなるが、どちらも切り立った崖面や岩場が連続し、遺構のある海岸部には容易にアクセスできない状態にある。このような立地条件から、史跡への眺望が可能な史跡指定地内外の適地において遺構の解説等を行うといった、公開より保存に重きを置いた扱いになると思われる。
- ・ 定期的な海浜部の漂着ゴミの清掃等、海岸管理者等と連携した維持管理方法を検討する必要がある。

○地形、地質、遺構



1 北側史跡指定地



2 北側史跡指定地



3 南側史跡指定地



4 矢穴



5 矢穴痕のある岩塊



6 採石で垂直に切られた崖



7 花崗岩質礫岩

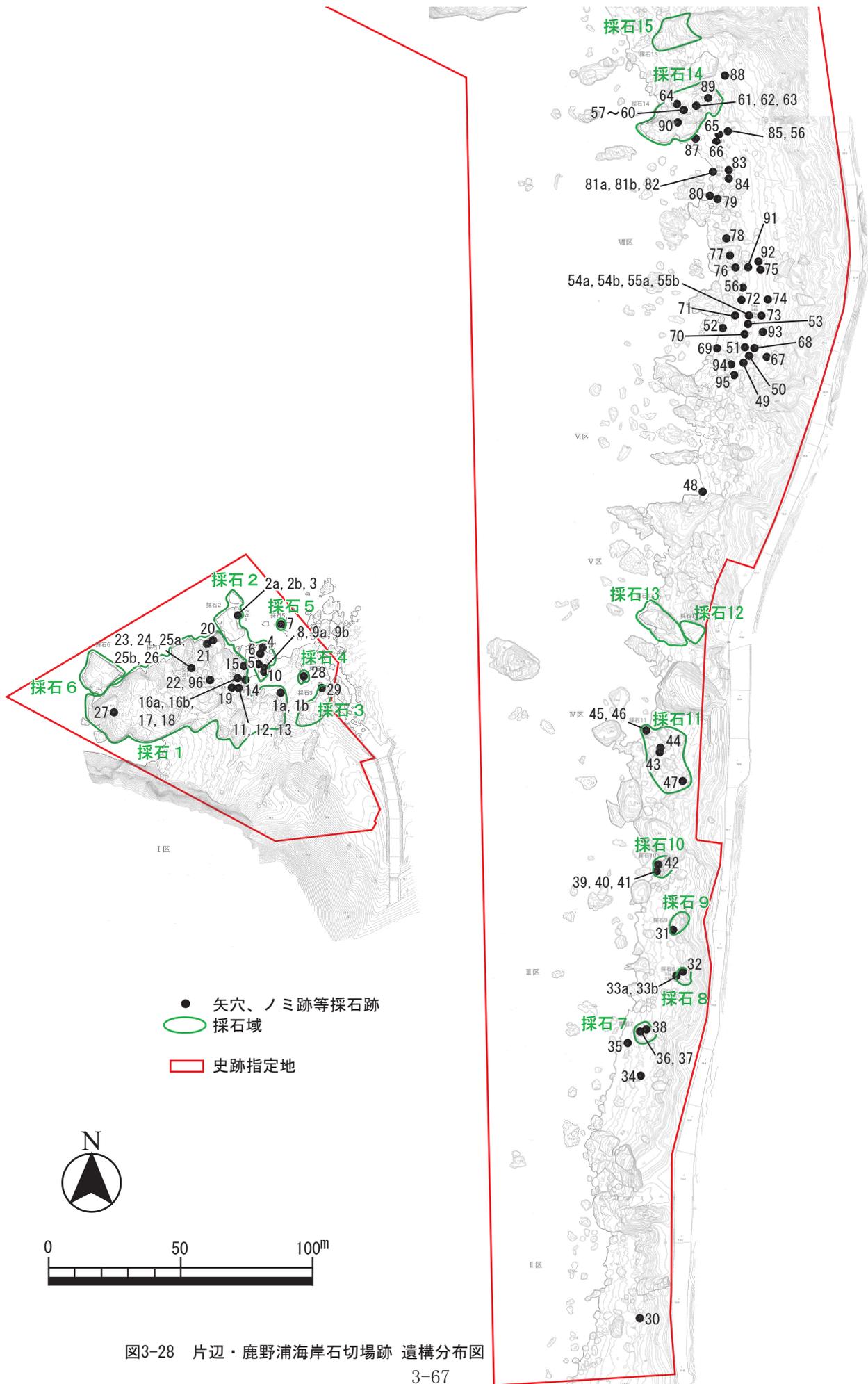


図3-28 片辺・鹿野浦海岸石切場跡 遺構分布図

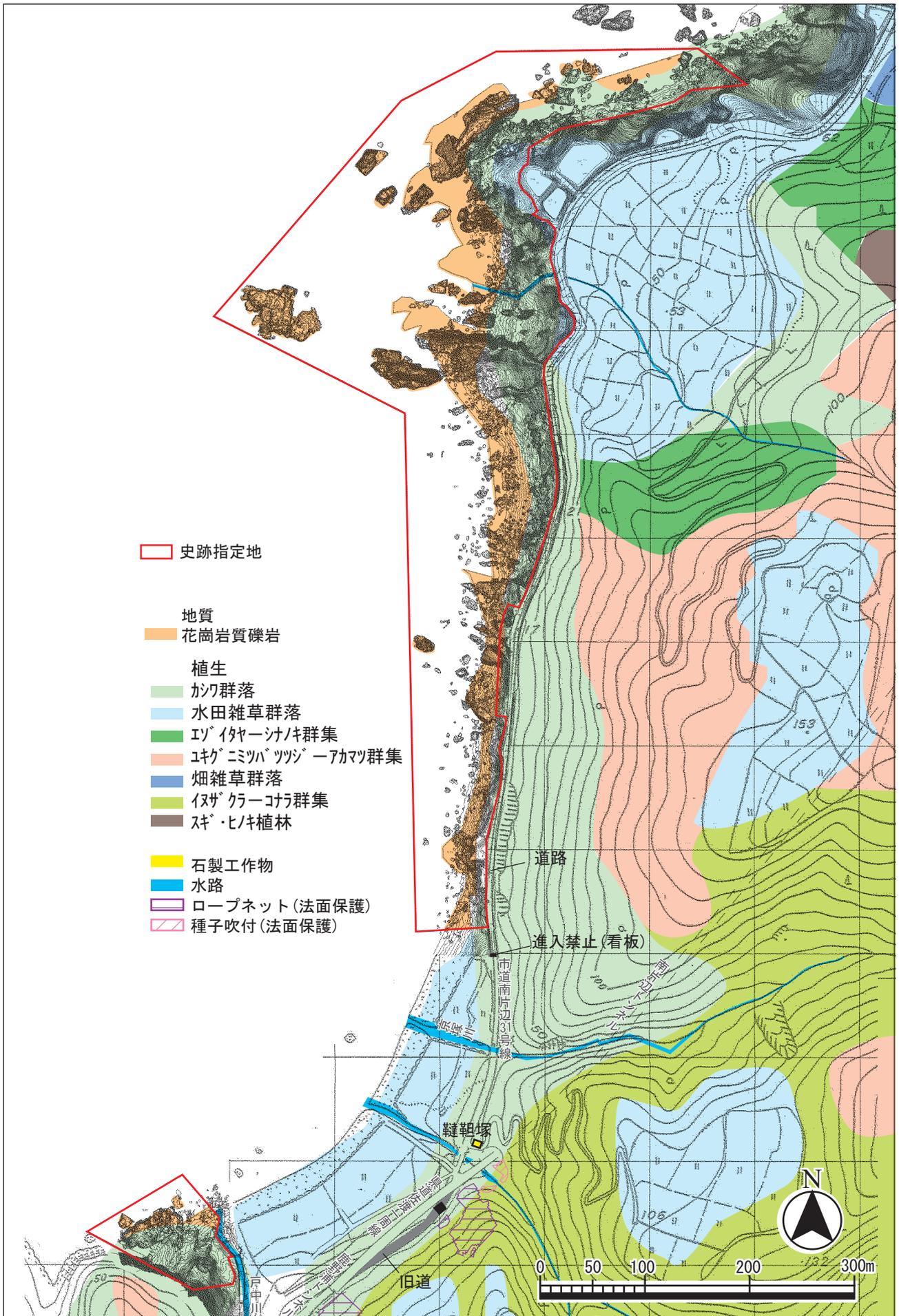


図3-29 片辺・鹿野浦海岸石切場跡 施設分布状況図

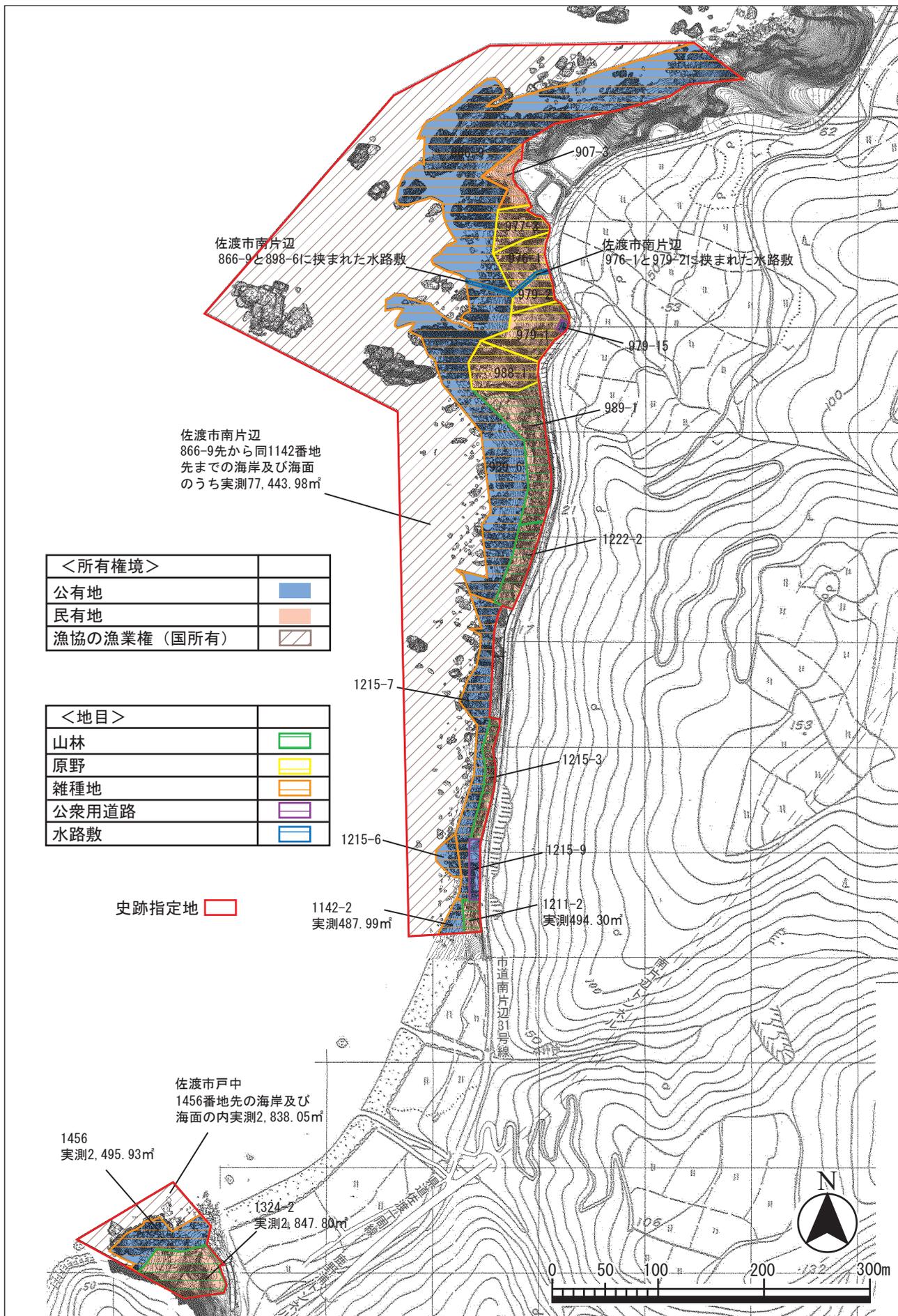


図3-30 片辺・鹿野浦海岸石切場跡の土地利用状況図